

# 令和6年度 本試験講評

## 1. 総 評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。しかし、総ページ数は50ページと例年に比べて少ないのが特徴的でした。その分、時間的にはある程度余裕をもって回答できたと思われま

す。データリサーチの結果を分析すると、内容的には、基礎法学－標準、憲法－標準、行政法－易しい、民法－難しい（出題ミスあり）、商法－難しい、多肢－難しい、記述－標準（難問あり）、基礎知識－易しい、となりました。法令科目が全体的に難しかった分、基礎知識が易しかったため、記述以外の得点としては、標準的に得点できているといえます。法令科目全体でみた場合、行政法が易しかった反面、憲法・民法が難しかったといえます。多肢や記述では、超難問（例えば、多肢・問題44夫婦同氏、問題46実質的当事者訴訟、記述・問題45先取特権）も見られました。ただし、易しい問題、標準的な問題を得点できれば、合格点に達することはできるレベルの問題といえ、いかに難しい問題に早く見切りをつけて、易しい問題、標準的な問題で確実に得点を重ねることができかどうか合否の分かれ目となります。基礎知識は、今年から出題が明記された諸法令からは2問（行政書士法・住民基本台帳法）でした。内容的には、一通り学習できていれば解答できるレベルです。例年通り易しかった文章理解（3問）、個人情報保護法（1問）と合わせて6問全問正解することも可能な問題でした。その他の一般知識5問・情報分野3問で何問ぐらい得点できるかですが、一般知識に易しい問題が多く、8問中4問は得点したいところ

です。合格ラインとしては、法令択一問題を25問正解で100点。多肢選択式を空欄6つ正解で12点。記述式で28点。基礎知識は10問正解で40点。合計180点。これが一般的な合格条件になるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の13.98パーセントよりも若干低下し、12パーセント前後の合格率になるのではないかと予想します。

### 【各問題の難易度は以下の基準で設定しています】

| 正答率         | 難易度           |
|-------------|---------------|
| 80%以上       | 易しい（サービス問題）   |
| 60%以上～80%未満 | 標準（得点すべき問題）   |
| 40%以上～60%未満 | やや難（合否を分ける問題） |
| 40%未満       | 難しい（解けなくてもよい） |

※この講評で使用している各問題の正答率は、TACデータリサーチの結果（確定値）です。

## 2. 法令・5肢択一式 やや難しい

### 【基礎法学】標準

標準的な問題でした。1問は得点したいところです。

|     |                |         |
|-----|----------------|---------|
| 問題1 | 基礎法学（法治国と法の支配） | 46% やや難 |
| 問題2 | 基礎法学（訴訟の手續の原則） | 62% 標準  |

問題1。「法治国」「法の支配」については、基礎法学の重要テーマでもありますし、空欄補充ですから、空欄オが分からなくても、空欄ウ・エを埋めて答えは出せるのではないかと思います。やや難しいですが、得点したい問題です。問題2は、訴訟の手續の原則に関する問題です。非訟事件手續が原則非公開であることは、地方自治法でも触れるからか、比較的、正答率は高かったです。難易度としては標準的といえます。

### 【憲法】標準

憲法は、人権から3問、統治から2問出題されました。正答率から、問題4・5の2問と、問題3・7のうち1問、合計3問正解したいところです。

#### 《人権》 問題3～5 標準

人権では夫婦同氏制、インターネット上のプライバシー権など、時事問題ともいえるような問題がありますが、問題4・5は正解したいところです。

|     |                  |         |
|-----|------------------|---------|
| 問題3 | 憲法人権（人格権と夫婦同氏制）  | 52% やや難 |
| 問題4 | 憲法人権（URL等の情報の削除） | 66% 標準  |
| 問題5 | 憲法人権（教育）         | 72% 標準  |

問題3はやや難問です。人格権と夫婦同氏制についての問題は、ホットなテーマです。判旨の内容が細かく問われていますが、極端に難しいわけではなく、やや難問です。問題4。インターネット上の検索サービスに関するプライバシー権に関する問題です。正解肢となる肢2は常識的に考えて誤りと判断できたようです。肢1・3・4・5も比較的誤り判断が容易でしたので正答率も6割を超えており、正解したい問題です。問題5の教育に関する問題は、憲法の中でも一番易しい問題でした。得点すべき問題です。

#### 《統治》 問題6～7 やや難

統治では、選挙制度や国会議員の地位・特権に関する典型テーマからの問題でした。ただし、問われている知識は統治においても判例知識を問うていてやや難問といえます。

|     |                        |        |
|-----|------------------------|--------|
| 問題6 | 憲法統治（選挙制度の形成に関する国会の裁量） | 41%やや難 |
| 問題7 | 憲法統治（国会議員の地位・特権）       | 51%やや難 |

問題6。選挙制度の形成に関する国会の裁量に関する問題です。あまりこのような観点から選挙制度を眺めることはないので難問です。ただし、肢1の「参議院の選挙区選出議員に地域代表的な意義はない」という判例の趣旨は基本ですので正解したかった問題です。問題7。国会議員の地位・特権に関する問題ですが、正解肢となる肢4は判例知識を問う問題のため、やや難問です。

## 【行政法】易しい

行政法は易しい問題が多く、16問の正解が合格ラインです。極端に正答率が低い問題もなく、全問正解も可能です。

### 《一般的な法理論》 問題8～10 標準

問題8～10の一般的な法理論。行政行為、行政立法、一般原則と典型テーマからの出題です。できれば、すべて正解したい問題です。

|      |                         |        |
|------|-------------------------|--------|
| 問題8  | 行政法一般的な法理論（行政行為（処分））    | 60%標準  |
| 問題9  | 行政法一般的な法理論（行政立法）        | 54%やや難 |
| 問題10 | 行政法一般的な法理論（行政法における一般原則） | 80%易しい |

問題8。行政行為に関する問題です。正解肢5の行政行為の瑕疵に関する基本知識です。無効となるには、原則として、重大かつ明白な瑕疵が必要ですが、「課税処分のように明白性が不要になる場合もある」という知識を思い出せば正誤判断は容易でしたので正答率もよかったです。問題9。行政立法に関する問題です。いずれも基本的な知識です。とはいえ、受験生がやや不得意とする「行政立法」からの出題であるためか、やや難かったようです。問題10。行政法に関する一般原則に関する判例問題です。長文の問題ですが、いずれも基本的な判例ばかりでしたので易しい問題でした。いかに時間をかけずに正解するかが勝負の問題です。

### 《行政手続法》 問題11～13 易しい

問題11～13の行政手続法。行政手続法の適用関係、行政指導、審査基準と処分基準。いずれも標準的な問題といえ、3問全問正解したいところです。

|      |                  |        |
|------|------------------|--------|
| 問題11 | 行政手続法（適用）        | 59%やや難 |
| 問題12 | 行政手続法（行政指導）      | 87%易しい |
| 問題13 | 行政手続法（審査基準と処分基準） | 70%標準  |

問題11。行政手続法の適用に関する問題です。参照条文などもあり、長文問題ではありません。

また、正解肢5に関してもやや正誤判断に困るところですが、肢1～4は比較的、正誤判断しやすく、標準的な問題です。正解したい問題です。問題12。行政指導の基本問題。問題13。審査基準と処分基準に関する問題。いずれも典型テーマですし、確実に正解したい問題です。

### 《行政不服審査法》 問題14～16 標準

問題14・15の行政不服審査法。問題16は行政不服審査法と行政事件訴訟法の比較問題です。問題15がやや難しいですが、問題14・16は基本問題ですから、この2問は正解したいところです。

|      |                     |        |
|------|---------------------|--------|
| 問題14 | 行政不服審査法（審査請求）       | 85%易しい |
| 問題15 | 行政不服審査法（適用除外等）      | 55%やや難 |
| 問題16 | 行政不服審査法・行政事件訴訟法（比較） | 68%標準  |

問題14。審査請求に関する問題です。典型テーマで、かつ、短文問題ですので、1分程度で正解したい問題です。問題15。行政不服審査法の適用に関する問題です。短文問題で、特に難しい肢もなく、短文問題ですが、やや正答率が低いところを見ると、「適用除外」が知識の盲点となっているところかもしれません。問題16の行政不服審査法と行政事件訴訟の比較問題ですが、いずれも基本的なところが問われていますので、正答率も7割近くになりました。正解すべき問題です。

### 《行政事件訴訟法》 問題17～19 易しい

問題17～19の行政事件訴訟法。訴えの利益、判決、民衆訴訟・機関訴訟でした。問題19はやや細かい知識ですので、問題17・18の2問は正解したいところです。

|      |                     |        |
|------|---------------------|--------|
| 問題17 | 行政事件訴訟法（訴えの利益の消滅）   | 89%易しい |
| 問題18 | 行政事件訴訟法（抗告訴訟における判決） | 76%標準  |
| 問題19 | 行政事件訴訟法（民衆訴訟・機関訴訟）  | 40%やや難 |

問題17。訴えの利益に関する判例問題。短文問題でもありますし、問われているのは訴えの利益に関する典型的な事例ばかりになりますから、確実に正解したい問題です。正答率もほぼ9割の方が正解されています。問題18。判決に関する問題です。典型テーマですし、ここも特に難しい肢はなく、正解したい問題です。正答率も7割を超えました。問題19。民衆訴訟・機関訴訟に関する問題です。マイナーテーマのためか正答率は低くなりました。難問です。純粹に知っていれば解けるし、知らなければ解けないというところでもあります。ただし、問題19が可否に大きく影響するわけでもありませんので、正誤判断できなければ、早めに見切りをつけるべき問題といえます。

### 《国家賠償法》 問題20～21 易しい

問題20～21の国家賠償法。判例知識を問う問題です。難しい肢も存在しますが、正解を導くことは容易でした。2問ともに正解したいところです。

|      |                 |        |
|------|-----------------|--------|
| 問題20 | 国家賠償法（国家賠償一般）   | 78%標準  |
| 問題21 | 国家賠償法（1条に基づく責任） | 88%易しい |

問題20は国家賠償に関する問題です。問われている知識はやや難しい肢もありましたが、肢エが「正しい」と判断できれば、選択肢の組合せから容易に肢1を選択できる問題でした。そのため正答率は7割を超えました。問題21。国賠1条に関する判例問題です。肢3にあるように、複数の公務員がかかわっていた場合の、求償債務については連帯債務になることは簡単な知識です。

### 《地方自治法》 問題22～24 標準

問題22～24の地方自治。地方自治法ではありますが、事務、住民監査請求・住民訴訟、条例・規則と典型テーマでしたし、問われている内容も難しいものはなく、正答率もすべて6割超えでしたから、3問全問正解したいところです。

|      |                         |       |
|------|-------------------------|-------|
| 問題22 | 地方自治法（普通地方公共団体の事務）      | 65%標準 |
| 問題23 | 地方自治法（住民監査請求と住民訴訟）      | 61%標準 |
| 問題24 | 地方自治法（普通地方公共団体の条例または規則） | 69%標準 |

問題22。正解となる肢1は自治事務、法定受託事務であることがわかれば容易に正解できます。問題23。住民監査請求・住民訴訟は毎年出題されている重要テーマです。正解肢5にあるように、住民訴訟が公共団体が住民に損害賠償するものではないことを考えれば、これが誤りであることがわかります。そのほかの肢も簡単なので、肢5が正解と分からなくても消去法でも答えの出せる問題です。正解すべき問題です。問題24。条例・規則という自主立法権については地方自治法でも典型テーマです。正解肢4も基本知識ですので、正解したい問題です。

### 《行政法総合》 問題25～26 標準

問題25・26の行政法総合問題。いずれも標準的な問題ですから、2問正解したい問題です。

|      |                   |        |
|------|-------------------|--------|
| 問題25 | 行政法総合（公立学校をめぐる裁判） | 67%標準  |
| 問題26 | 行政法総合（公文書管理法）     | 59%やや難 |

問題25。公立学校をめぐる裁判に関する判例問題です。判断に迷う肢が多く、やや難しい問題といえますが、組合せ問題ということから、肢ウ・エの比較的誤判断が容易な2つの肢で答えは出せたようです。正答率は67%と比較的高くなりました。問題26。公文書管理法について

の問題です。公文書管理法は、基礎知識での出題も考えられ、比較的準備されていた方も多かったようです。正解肢2にある公文書管理法に罰則がないという知識は基本ですから、これがわかれば答えは出せる問題でした。正答率も6割近いですから、この問題も正解したい問題です。

## 【民法】難しい

民法は、極端に難しい問題（問題33、35）があり、また、正答率が8割を超える易問も1問しかなく（問題29）、高得点は望めない内容です。出題内容は、総則2問、物権2問、債権4問、家族法1問のオーソドックスな出題でした。全体的には、テーマ自体は典型テーマでも、問われている内容が難しい問題があったり、逆に、テーマ自体はマイナーでも（失踪宣告に関する問題27）、問われている内容が容易という問題もあります。正答率が6割を超える問題27、28、29、30の4問をどれだけ確実に拾えるかが勝負です。なお、問題34は全員正解となりましたので、平均点は若干上がると思われます。

### 《総則》 問題27 標準

問題27・28。総則は、失踪宣告と、取消・無効からの出題でした。制限行為能力者・意思表示、代理、時効、という総則の4大テーマを外す出題となっています。マイナーテーマではありますが、内容的には容易で、2問ともに正解したい問題です。

|      |              |       |
|------|--------------|-------|
| 問題27 | 総則（失踪の宣告）    | 76%標準 |
| 問題28 | 総則（無効および取消し） | 66%標準 |

問題27。失踪宣告に関する問題でした。正解の肢1は、かなり容易な基本知識が問われていますので、少し勉強していれば得点できる問題でした。この程度は学習されていた方も多かったようで、マイナーテーマでも、正答率は高くなりました。問題28。無効・取消しの問題です。肢1は、善意の場合に現存利益の返還で足りるのか、足りないのか、という発展知識を問うものですが、常識的な観点から、現場思考で解けた方が多かったようで、正答率は高くなりました。正解したい問題です。

### 《物権》 問題28～29 易しい

問題29・30。物権。今年も2問の出題です。いずれも標準的な問題といえますから、2問正解したい問題です。

|      |                     |        |
|------|---------------------|--------|
| 問題29 | 物権総論（不動産の相続による物権変動） | 81%易しい |
| 問題30 | 担保物権（抵当権と賃借権）       | 64%標準  |

問題29。土地の相続に関する典型問題です。事案も典型的ですから、民法で唯一正答率が8割を超えました。この1問は失点できない問題です。問題30。抵当権に関する問題です。事例

もう少し複雑な問題です。正誤判断に迷うものも多いですが、肢5のように転貸賃料には物上代位権を行使できない、という基本的な肢もありますので、それらを足掛かりに、消去法で正解に近づくことはできたといえます。正答率も6割を超えています。正解したい問題です。

### 《債権総論》 問題30～34 難しい

問題31～34。昨年に続き、債権からは4問出題されました。非常に難しかったです。問題34は、TACが指摘していた通り、正解が肢3・5と2つでした。出題ミスのため全員正解として処理されることが発表されました。ちなみに、肢3・肢5と回答している方の合計は89%でした。問題31～33で1問得点するのは難しかったといえます。1問得点できればよいでしょう。

|      |                      |        |
|------|----------------------|--------|
| 問題31 | 債権総論（保証）             | 46%やや難 |
| 問題32 | 債権各論（売買契約を素材とする横断問題） | 41%やや難 |
| 問題33 | 債権各論（組合）             | 26%難しい |
| 問題34 | 債権各論（不法行為に基づく損害賠償）   | 全員正解   |

問題31。保証に関する問題です。条文知識ですので正答率が高いかと思われましたが、「保証人を立てる義務を負う場合」という知識の穴を問う問題で正答率は低くなりました。問題32。売買契約を素材とした、横断的な知識を問う問題でした。難問です。特に正解となる肢5が、法人を絡めた問題となっており、ここが判断できないと、肢1～4が誤りであることを確定させて消去法で正解を出すこととなります。しかし、これらを確実に「×」と簡単に判断できる肢でもないのが、難問です。問題33。組合に関する問題です。そもそも組合がマイナーテーマですので、学習していない受験生も多く、テーマを見ただけで飛ばした受験生も多いと思われます。法令択一で一番正答率は低くなりました。難問です。問題34。不法行為に関する問題です。難問でしたが出題ミスとして全員正解となります。

### 《相続》 問題35 難しい

家族法からは、4年連続、相続からの出題でした。難問です。解けなくても問題ありません。

|      |                  |        |
|------|------------------|--------|
| 問題35 | 相続（共同相続における遺産分割） | 37%難しい |
|------|------------------|--------|

問題35。遺産分割に関する問題です。問われている知識は、判例の細かい知識を問うものもあり難問です。分からなければ、時間をかけずに見切りをつけられるかどうか、という問題です。

### 【商法】 問題36～40 難しい

今年は、会社法の得点源となる設立からの問題がなく、難問ぞろいでした。問題37・38のどちらか1問は正解したいところです。

|      |                         |        |
|------|-------------------------|--------|
| 問題36 | 商行為（匿名組合）               | 34%難しい |
| 問題37 | 会社法（株主の議決権）             | 54%やや難 |
| 問題38 | 会社法（監査等委員会設置会社の取締役の報酬等） | 49%やや難 |
| 問題39 | 会社法（株式交換）               | 37%難しい |
| 問題40 | 会社法（会社訴訟）               | 20%難しい |

問題36。商法。匿名組合の問題です。マイナーテーマで難問です。問題37。会社法では、株主の議決権は典型テーマですし、会社法では、この1問は正解したい問題です。問題38は監査等委員会設置会社に関する問題です。ここまで手が回っていない受験生も多く、知識で解くのは難しい問題です。問題39。株式交換に関する問題です。単純知識問題ではありますが、株式交換自体がマイナーテーマですし、ここまで手が回っていないのが実情だといえます。難問です。問題40。会社訴訟に関する問題です。知識的には細かいですが、肢1については、このなかでも比較的正確判断ができる可能性が高いと思われました。しかし、知らなければ解けない問題ですので、会社法まで手が回らなかった受験生には難しく、得点できなくても仕方ない問題でした。

### 3. 法令・多肢選択式 難しい

多肢選択式は、問題41・43が例年になく難問でした。問題41は空欄ア・イで悩むと思われ難問です。問題42はいずれも基本といえますが、空欄イが難しかったようです。3つの空欄は埋めたいところです。問題43は空欄ア・ウ・エの正答率が低くなりました。空欄イだけでも確実に得点したいところです。問題41は4点、問題42は6点、問題43は2点、合計12点は確実に得点し、それに加えて、残り6空欄のうち、2つぐらいを正解できるとベストです。

|      |                        |      |      |      |      |
|------|------------------------|------|------|------|------|
| 問題41 | 憲法人権（非嫡出子法定相続分違憲事件）    | ア17% | イ22% | ウ65% | エ86% |
| 問題42 | 行政法の一般的な法理論（土地収用と損失補償） | ア62% | イ38% | ウ78% | エ74% |
| 問題43 | 行政事件訴訟法（実質的当事者訴訟）      | ア42% | イ58% | ウ7%  | エ33% |

問題41は、非嫡出子の法定相続分の違憲判決を素材とする問題です。最重要判決ですが、空欄ア・イは「先例」としての「事実上の拘束性」というフレーズはなかなか出てこないところですので埋められなくても仕方ありません。ただし、空欄ウ・エは埋めたいところです。問題42は、土地収用に関する問題ですが、いずれも基本的な空欄です。空欄ア・イの「公用収用」「通常受ける」については、文脈や選択肢から、他に入るものがほとんど見当たらないので、簡単に埋められると思われましたが、空欄イについては、正答率が4割を割りこみました。空欄ウ・エについては、文脈から挿入は容易です。問題43は、行政事件訴訟の実質的当事者訴訟についての問題です。実質的当事者訴訟に関する問題であることが分かれば、空欄アの「公法上の法律関係」は埋められますが、それが分からないと、各空欄を埋めていくのは難しいといえます。肢ウの「現実の危険」を埋めるのは非常に難しく、正答率は1割未満の超難問でした。

## 4. 法令・記述式 標準（難問あり）

記述問題は、問題44・46は知識的には容易でしたが、書き方が少し難しかった問題でした。問題45は重箱の隅をつつくような知識を問う問題で、受験生にとっては超難問です。問題44で8～14点、問題45は0～4点、問題46は10～16点、30点程度得点できれば合格レベルです。

### 【問題44】標準

行政法の問題44。行政事件訴訟法からの出題です。「誰を被告として、どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか。」です。まずは被告適格ですが、行政主体を相手に訴えるわけですから「国」が被告になることは書く必要があります。この点は、過去問でも問われているところです。8点の配点と予想します。つぎに、「どのような処分」の取消訴訟ができるかについてですが、本問では、「Aに対する免許処分」と「Xに対する拒否処分」の二つしかありませんから、回答パターンとしては「免許処分」のみ、「拒否処分」のみ、「免許処分および拒否処分」、「免許処分または拒否処分」のどれか、ということになります。最高裁判所の判例（最判昭43.12.24）は、「免許処分」でも「拒否処分」でも、原告適格は認めた上で、どちらの訴訟でも「再審査→Xに対する免許処分」の可能性がある点で目的は同じで、どちらも訴えの利益は否定できず、どちらの取消訴訟でも提起できるとしています。したがって、いずれを書いても正解といえます。免許処分に対する取消訴訟6点、拒否処分の取消訴訟6点と予想します。被告適格の8点と、免許処分、拒否処分、どちらかを書いて6点、合計14点は得点したいところです。

#### （問題44・予想採点基準）

- ・ 国を被告として（8点）
- ・ YのAへの免許処分の取消訴訟（6点）
- ・ YのXへの拒否処分の取消訴訟（6点）

#### （問題44・採点雑感）

まず、「誰を被告として」つまり、訴えの相手方（被告適格）についてです。被告適格は原則として行政主体です。したがって、本問の場合の被告は「国」となります。「Y」「総務省」は行政機関であって、行政主体ではないですから、本問では被告にはなりません。取消訴訟の被告適格は原則として「行政主体」であることは基本的な知識ですし、被告適格については昨年、令和5年度の記述式問題でも出題されていますので、ここは解答したいところでした。しかし、被告を「Y」としている方が少なくありませんでした。過去問の反復学習が重要です。

つぎに、「どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか。」についてです。答案を見ると、どのパターンの解答もありました。「免許処分」のみ、「拒否処分」のみ、としている場合には、減点になります。「免許処分および拒否処分」の場合には両方するということになるので、こちらも減点です。したがって、免許処分でも拒否処分でもどちらでもよい、という「免許処分または拒否処分」が正解となります。また、「Xに対する免許処分の義務付け訴訟」が提起できるという答案も散見されましたが、問題文が「どのような処分に対する『取消訴訟』が提起できるか。」ですから、問いに答えていないので不正解です。また、「併合提起」という訴訟の提起の方法について答えている答案も少なからずありましたが、問われているのは取消訴訟の「対象」ですから、こちらも不正解となります。

## 【問題45】難しい

民法の問題45。物権から動産売買の先取特権に関する問題でした。そもそも「先取特権」は超難問です。まずは、動産売買の先取特権自体が超マイナーなテーマですから、そもそも、先取特権の問題だということと結びつかない方も多いのではないかと思われます。「動産売買の先取特権」「他の一般債権者に優先して」「競売代金を受ける」といように、キーワードも多いので、得点自体が難しい問題といえます。考え方としては、問題文が「甲について」と問うていますから、「甲」という「物」に対する権利を思い起こし、「占有権なし」「所有権なし」「留置権なし」「抵当権なし」「質権なし」などなど、先取特権以外の物件を消して行って、先取特権にたどり着くことは可能でした。とはいえ、過去問でも頻繁に問われるわけではないので、0点～4点程度得点できれば御の字です。

### (問題45・予想採点基準)

- ・動産売買の先取特権に基づき(10点)
- ・甲を差し押さえることで(4点)
- ・他の一般債権者に優先して競売代金を得る形(6点)

### (問題45・採点雑感)

まずは「甲についていかなる権利に基づき」について。「先取特権」自体、書けている答案は多くはありませんでした。さらに「動産売買の先取特権」という名称を完全に書いてある答案はごくわずかでした。また、「所有権」と書いてある答案もありましたが、所有権自体は契約と同時に買主Bに移っていますから、「所有権」は正解になりません。また、「代金債権」「売買代金債権」「債務不履行に基づく損害賠償請求権」に基づいて、という答案が多く見受けられました。しかし「債権」は「人」に対する請求権です。つまり、本問では「B」に対して「代金を支払え」という権利です。本問は、代金債権を行使しても、Bが払ってくれないので、「甲」という物権についての権利行使を考えてください、という問題です。また、これらの債権に基づいて、「甲」を差し押さえても、債権者平等の原則が働きますので、差し押え、競売で得た競売代金は、他の一般債権者と債権額にしたがって按分することになり、必ずしも「売買代金を確保」できることにはなりません。したがって、根拠となる権利について債権を書いても正解とは言えません。

次に、「どのような形で売買代金を確保することができるか。」について。形としては、「他の一般債権者に優先する」ということが必須のキーワードとなります。このキーワードが書けている答案は多くはありませんでした。「売買代金を確保する形」を書くわけですから、「他の一般債権者に優先して代金を得る」ということを書く必要があります。また、「差し押え」と書いてある答案は多くありましたが、その対象となる「甲」について差し押えるということが書いていない答案が多くみられました。動産売買の先取特権は、その売買の対象物(本問ではコーヒー豆)が差し押えの対象ですから、「甲」が書いていない答案は正解になりません。さらに、具体的に、「優先して代金を得る」ことの前提となる手続となる「甲の差し押え」「競売」「競売代金」をどこまで書くかについては、45字以内で収まる範囲で書いていくこととなります。ただし、「差し押え」「競売」「競売代金」が「債権」に基づいて行われた場合には、差し押えても、債権者平等の原則が働き、差し押えの先後にかかわらず「他の一般債権者に優先」できず、売買代金を確保できませんから、この場合には「差し押え」が書いてあっても不正解となります。

## 【問題46】標準

民法の問題46。債権者代位権に関する問題でした。特にひねりがあるわけではなく、ABCそれぞれの債権関係がつかめれば、満点も可能な問題といえます。あとは、「甲の所有権移転登記請求権」という言葉をそのまま2つ使ってしまうと、45字以内で書くことが難しくなるので、適宜省略していくことになります。どう省略するかについてはいろいろなパターンが考えられると思われまます。「甲の」や「所有権」を省略したり、「登記請求」としてしまいうことも考えられます。あとは「〇〇請求権を保全するため」、「代位行使」ということがキーワードなので、これが書いてないと減点される可能性があります。問われている知識は基本ですので、10点～16点は得点したいところです。満点も可能な問題といえます。

### (問題46・予想採点基準)

- ・ Bに対する移転登記請求権を保全するため (6点)
- ・ BのCに対する移転登記請求権を (8点)
- ・ 代位行使できる (6点)

### (問題46・採点雑感)

まず、「何のために」について。Aは甲土地の所有権移転登記を請求したにもかかわらず、これができないわけですから、「甲土地の所有権移転登記請求権を保全するため」ということになります。「保全」というワードについては、書けていない答案がほとんどでした。「保全」については、この問題が「債権者代位権の行使」についての問題だと判断できた時点で、「何のために」が「被保全債権が何か」という問いだと分かります。また、「所有権確保のため」「所有権移転のため」という表現が散見されましたが、所有権は売買契約によってすでにAの所有ですので誤りとなります。また、「対抗要件を具備するため」という回答もありましたが、債権者代位権は、「債権」を保全するためのものですので、「何のために」の答えとしては「債権」になる必要があります。したがって、「対抗要件の具備」という事実自体は保全の対象ではなく、答えとして適切ではありません。

つぎに、「誰の誰に対するいかなる権利」について。ここは、おおむね書けていました。当事者がABCの3人のみですし、AのBに対する債権保全のために、誰の誰に対する権利が問われていますから、その当事者関係だけで、「BのCに対する権利」が導かれ、簡単に回答できたといえます。

さらに、「いかなる権利」について。BのCに対する権利は、甲の所有権移転登記請求権ですから、それが答えになります。ここも、よく書けていました。BのCに対する権利は、本問ではこれしかないのです、特に迷うことなく書けたと思われます。

最後に、「どのように行使できるか。」について。Aが自らの債権ではなく、他人である債務者Bの第三債務者Cに対する権利を行使するわけですから、その態様については、「代位行使」「代位して行使」「代わって行使」ということになります。

## 5. 基礎知識 易しい

基礎知識は、政治2問、経済1問、社会2問、諸法令2問、情報4問、文章理解3問でした。諸法令2問は行政書士法、住民基本台帳法でしたが、基本問題で容易でした。個人情報保護法1問、文章理解3問も易しく、基準点となる6問の正解は容易な問題でした。そのほか、一般知識科目の5問は例年通り、時事問題も含めての出題でした。ただし、難問は問題49の1問のみで、常識的な観点から答えが推測できるものもあり、一般知識で4問は得点したいところです。ただし、情報系の問題はいずれも正答率は低く、できれば1問とれるかどうか、というところです。

### 《一般知識》 問題47～51 易しい

一般知識は、政治分野から問題47・48の2問。経済分野から問題49の1問。社会分野から問題50・51の2問の合計5問の出題でした。問題49以外の4問は正解したい問題です。

|      |               |        |
|------|---------------|--------|
| 問題47 | 政治（政治）        | 80%易しい |
| 問題48 | 政治（中東とパレスチナ）  | 79%標準  |
| 問題49 | 経済（日本円の外国為替）  | 38%難しい |
| 問題50 | 社会（日本における外国人） | 75%標準  |
| 問題51 | 社会（ジェンダー）     | 72%標準  |

問題47。政治一般に関する問題です。正解となる肢5がポピュリズムの説明でないことは容易にわかりますので、正解したい問題です。問題48は、いまホットな中東・パレスチナに関する問題です。これも正解となる肢5について、日本が仲介したというニュースなど聞いたことがない！ということで、誤りと推測できます。できれば正解したい問題です。いずれも正答率が約8割ですから、得点源にできた問題でした。問題49。外国為替に関する基本問題です。数字が多いので、その意味では骨が折れる問題です。正解肢となる肢2以外は、数字以外の要素で誤りと判断できるのですが、やはり数字に惑わされて、正答率は低くなりました。難問です。問題50・51。社会分野。問題50。外国人に関する問題です。外国人は一般知識における重要テーマですが、問われている内容は細かく、比較的容易に判断できる肢エが正しい肢であることを足掛かりに、肢1 or 2に絞り込み、正答率を上げることはできます。正答率は7割を超えています。問題51。ジェンダーに関する問題です。ホットなテーマですが、正解肢となる肢3は易しいです。確実に正解したいところです。こちらも正答率は7割を超えました。

### 《行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令》 問題52～53 易しい

問題52・53。行政書士業務に関連する諸法令分野。何問出題されるか、行政書士法以外にどの法令が出題されるか分からなかったところですが、今年は、行政書士法と住民基本台帳法の2問でした。いずれも易しく、2問ともに正解したい問題です。

|      |              |        |
|------|--------------|--------|
| 問題52 | 諸法令（行政書士法）   | 87%易しい |
| 問題53 | 諸法令（住民基本台帳法） | 90%易しい |

問題52。行政書士法に関する問題ですが、いずれの選択肢も簡単でした。基礎知識の得点を確実にアップさせられる基本レベルの問題です。これからの行政書士法の学習は必須です。問題53。住民基本台帳法に関する出題でした。問われている知識も極めて基本ですから、確実に得点したいところです。

### 《情報通信・個人情報保護》 問題54～57 難しい

問題54～57。情報系分野。難易度としては難しかったといえます。個人情報保護法の1問を確実に正解し、問題54・56のどちらかを正解して2問の得点が理想です。

|      |                    |        |
|------|--------------------|--------|
| 問題54 | 情報通信（デジタル環境での情報流通） | 40%やや難 |
| 問題55 | 情報通信（欧米の情報通信法制）    | 7%難しい  |
| 問題56 | 情報通信（デジタル庁）        | 52%やや難 |
| 問題57 | 個人情報保護（個人情報保護法）    | 64%標準  |

問題54。デジタル環境での情報流通に関する用語問題。難しい用語はありませんが、知らないと解けません。難問です。問題55。欧米の情報通信法制に関する問題ですが、正答率が7%と、知っている人がほぼいない問題です。超難問です。問題56。デジタル庁に関する問題です。デジタル庁はヤマでしたから得点したい問題です。問題57。個人情報保護法からは1問。基本問題で、得点しなければならない問題です。

### 《文章理解》 問題58～60 易しい

|      |            |        |
|------|------------|--------|
| 問題58 | 文章理解（空欄補充） | 87%易しい |
| 問題59 | 文章理解（並べ替え） | 89%易しい |
| 問題60 | 文章理解（脱文挿入） | 90%易しい |

問題58～60。文章理解。例年通り、簡単な問題でした。空欄補充、並べ替え、脱文挿入という形式的も例年通り。正答率もすべて8割を超えており、3問全問正解したい問題です。